連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する (連 結 ま																	
ì	車	結	法	人	名	区分		・ 試験研究費 に 係 る ①	ŧ.		・ 時別試 こ 係		究費の	計験研究費 に 係 る	費の総額等 3 も の	ヶ 特別試 に 係	・ 験研究費 る も の ②
						発生額又は 前期繰越額	1	外		円夕			円	外	円	外	— 円
						当期控除額	2										
加						翌期繰越額	3										
入						発生額又は前期繰越額	4	外		5	1			外		外	
等						当期控除額	5										
						翌期繰越額	6	61						t.		L	
及						発生額又は前期繰越額	7	外		5	۲			外		外	
び						当期控除額	8										
離						翌期繰越額	9	外		5	L			外		外	
						発生額又は前期繰越額	10	71			1-			71-		71	
脱						当期控除額翌期繰越額	11 12										
等						・ 発生額又は 前期繰越額	13	外		5	1			外		外	
以						前 期 繰 越 額 当 期 控 除 額	14										
						翌期繰越額											
外						発生額又は前期繰越額	16	外		5	1			外		外	
の						当期控除額	17										
連						翌期繰越額	18										
						発生額又は前期繰越額	19	外		5	+			外		外	
結						当期控除額	20										
法						翌期繰越額	21										
人						発生額又は前期繰越額	22	外		5	1			外		外	
		小			計	当期控除額	23										
						翌期繰越額事業年度又は	24										
t _{in}						連結事業年度	25	外	•	~ 円 夕	•	•	円	• 51	・ /	~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 円
加入						発生額又は前期繰越額	26	21	1	7	r		门	21	一	21	
等																	
を						翌期繰越額 事業年度又は 連結事業年度	28 29			~				_	•		
し						連結事業年度 発生額又は 前期繰越額	30	外	-	円夕	<u> </u>		円	外	円	外	円
た						前 期 繰 越 額 当 期 控 除 額											
連						翌期繰越額	32										
結法						発生額又は前期繰越額	33	外		5	1			外		外	
人		小			計	当期控除額	34										
						翌期繰越額	35										
	ı					発生額又は 前期繰越額 (22)+(33)	36	外		5	4			外 ⑤		外 ⑥	
						当期控除額	37										
	合				計	(23) + (34) 翌期繰越額	-										
						(24) + (35)	38	3		(3)+4)			3+4+5)	3+4+	5+6
J			③の累積額	39													
	離脱等をした連結法人の連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細																
連結		法	法 人 名		区 分		試験研究費	の総額	等件	寺別試	験研え	究 費	試験研究す	か	特別試	験研究費	
						発生額又は前期編載額	40	に係る		円	_ 1术	න භ	円	に係る	<u>り</u> 円	1〜 1糸	る も の 円
						前期繰越額 発生額又は 前期繰越額	41										
			発生額又は前期繰越額	42													

別表六の二(三)付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第3 項(連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額 の特別控除)(同法第68条の9の2第1項及び第2 項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 の特例)の規定により読み替えて適用する場合を 含みます。)又は平成22年改正前の措置法(以下「平 成22年旧措置法」といいます。)第68条の9第3項 (連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の 特別控除)(平成22年旧措置法第68条の9の2第1 項及び第2項(試験研究を行った場合の法人税額 の特別控除の特例)の規定により読み替えて適用
- する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の総額等に係るもの①」及び「特別 試験研究費に係るもの②」の各欄の外書には、連結 法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割 を行った場合に、その分割型分割の日の前日を含む 事業年度において平成22年旧措置法第42条の4第 3項(繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の 特別控除)の規定により法人税額から控除された 金額を記載します。